

兵庫県建設業協会（松田隆会長）は4月17日、2024年度から適用される時間外労働上限規制に向けて「時間外労働上

時間外労働上限規制 適用対策講習会開く

兵庫県建設業協会

「時間外労働上限規制適用対策講習会」を開き、会員約120人が参加した。写真。松田会長は「時間外労働上限規制に向けて協会では、発注者に対してさまざまな要望を行ってきた。これからは各企業が対応していかなければならない」と述べるとともに「できない理由を考え、どうしたらでき

るかを考える時だ。これをきっかけに働き方や組織の在り方などを見直してほしい」と訴えた。講習会の第1部には、特定社会保険労務士の櫻井好美氏が講師となり、「上限規制へのカウントダウン」今、取り組まなければならないこと」と題して改正後の注意点や対応策などについて説

明した。第2部では講師に建設ディレクター協会理事長の新井恭子氏を招き、需要が増えつつある建設ディレクターについて、現状や導入の方法について解説。その後、第3部で両講師と鎌田組建設ディレクターの加藤菜摘氏によるパネルディスカッションが行われた。

時間外労働の上限規制まで1年切り

担い手確保へ環境改善は待ったなし

兵建協がその具体的対策へ講習会

二〇一九年四月に「働き方改革関連法」が施行され、猶予されていた時間外労働の上限規制が、二〇二四年四月から建設業にも適用され、建設業界では新たな法規制に則った労働環境の構築に取り組んでいる。この状況を踏まえ(一社)兵庫建設業協会は十四日、神戸市西区の兵庫建設会館(アクシスホール)で「時間外労働上限規制適用対策講習会(待ったなし!建設業2024年問題)時間外労働上限規制適用への具体的対応方策を考える」を開催し、会員企業から約百二十人が参加した。



松田会長は「本日の講習が何かのヒントになると期待している」と挨拶した

主催者挨拶で松田隆会場で、あと二年を切ったし事情を抱えながらも、成長は「本日の講習は、定まい、どうしても進めなければならぬ状況になっただけ」など受講者から多く、皆様に。国土交通省など官企業の仕事のやり方、組織の在り方について考えてほしい。本日の講習が、何かのヒントになり、良い変化に繋がることを期待している」と呼びかけた。

講演第一部では、櫻井好美社会保険労務士法人アスミル代表・特定社会保険労務士による「上限規制までのカウントダウン、今取り組まなくてはならないこと」が行われ

た。櫻井代表は「最終的な目的は、担い手の確保であり、それには、建設業界だけでなく、他産業と比較した労働環境を考



講演の冒頭、櫻井代表は「今回の改正を、企業環境改善のきっかけにしたい」と呼びかけた

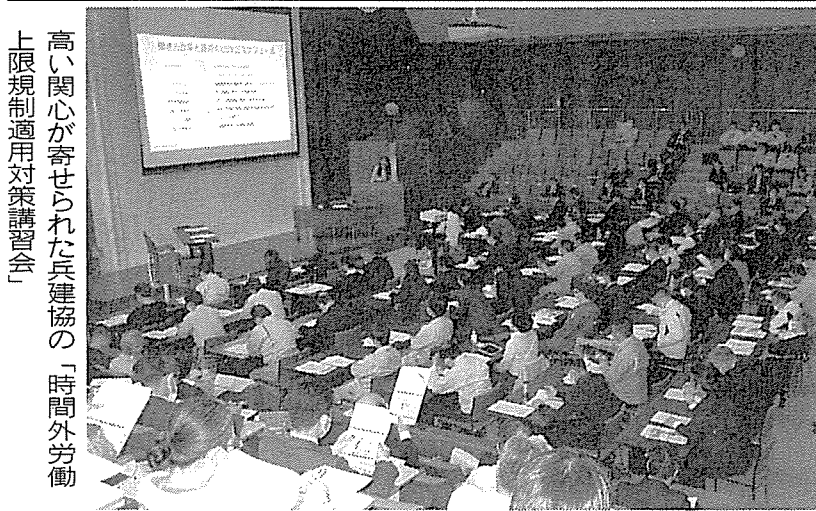
けに企業環境改善を進めてほしい」とした上で▽働き方改革の目的は生産性向上▽労働時間削減は会社の風土を変えるこ

と▽業務改善の取組事例▽評価についてなどを解説した。

そして第二部では、新井恭子一般社団法人建設ディレクター協会理事長・京都サンダー代表取締役による「建設ディレクターが建設業界の働き方を変える」が行われ、IT及びコミュニケーション

ンスキルを活用して技術者の長時間労働の軽減等の環境を整える役割として、国土交通省などが注目している「建設ディレクター」の実践事例と効果についてや業務連携の必要性などを説明した。続くパネルディスカッション「時間外労働時間削減、その効果的・具体的方策を探る!」では、

櫻井代表、新井理事長、加藤菜摘鎌田組建設ディレクターが、建設ディレクター導入のきっかけ、仕事内容及び導入効果とともに働きやすい職場環境と担い手の確保の関係性などについて議論をした。



高い関心が寄せられた兵建協の「時間外労働上限規制適用対策講習会」

兵建協

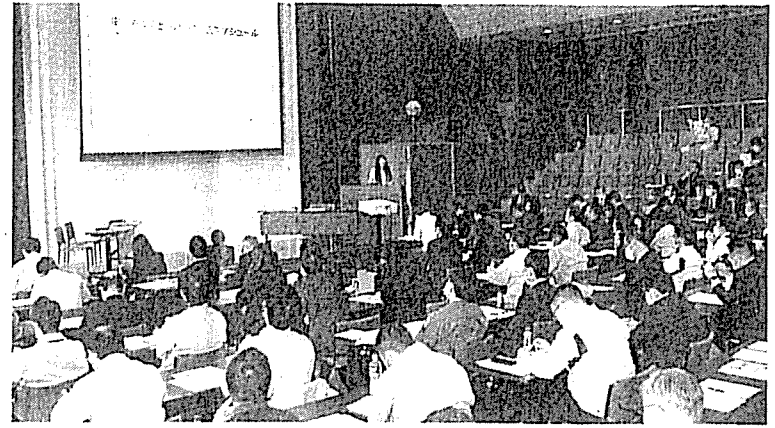
時間外労働上限規制適用対策講習会

来年4月からの実施控え 144人が受講



兵庫県建設業協会(松田隆会長)では、「時間外労働上限規制適用対策講習会」を十四日、神戸市西区の兵庫建設会館で開催した。来年四月から建設業の時間外労働の上限規制が適用されることから、その実現と対応策についての理解を図るためのもので、講習には会員各社の担当者ら一四四人が受講した。

開会にあたり主催者を代表して挨拶に立った松田会長は、働き方改革関連法案の施行以来、各企業では様々な取組みが行われ、国土交通省はじめ関係機関に建設業の働き方改善の平準化、設計労務単価引き上げ、DX等の取組みを行っており、「協会員企業が新しく良い変革



る」と呼びかけた。

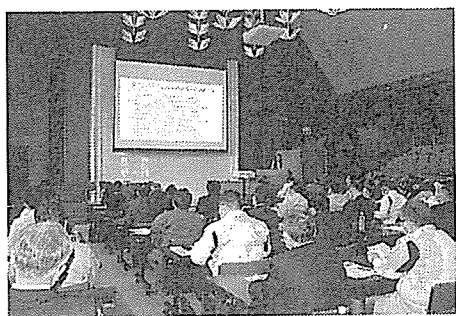
講習では、社会保険労務士の櫻井好美・建設業サポーター室代表理事による「上限規制へのカウントダウン」今取り組みなければいけないこと、建設ディレクター協会の新井恭子理事長の「建設ディレクターが建設業界の働き方を変える」の講演と、両氏に建設ディレクターの加藤菜摘氏によるパネルディスカッション「時間外労働時間削減、その効果的・具体的方策を探る！」が行われた。

このうち櫻井氏の講演では、「法定労働時間」と「所定労働時間」の違いをはじめ、労働時間に移動時間が含まれる場合と含まれない場合の違い、時間外労働の上限規制では、月四五時間以内で年間三六〇時間以内を原則としながら、労使間の合意による特別条項が適用できる特例措置等について解説。

また、労働時間削減が進まない要因として「仕事を任せる上での仕組み」社員個人のスキル「社風」を挙げ、企業に対してそれらについて原因を探るとともに、年間の平均を四〇時間を超えないよう休日を設定する変形労働時間制の導入等を提案した。時間外労働の上限規制について櫻井氏は「建設業に若者や女性が入ってくる一つの契機になるのでは」とした。

時間外労働上限規制 適用への対応策紹介

兵庫建協が講習会



兵庫県建設業協会(兵庫建協、松田隆会長)は14日、時間外労働の罰則付き上限規制適用に備える講習会「待ったなし!建設業2024年問題〜時間外労働上限規制適用への具体的対応方策を考える〜」を神戸市西区の兵庫建設会館で開いた。写真。会員企業から約120人が参加し、講師の解説に熱心に耳を傾けた。冒頭、松田会長は「上限規制適用までの猶予期間の

間、発注者では施工時期の平準化やICT活用、DX推進などの取り組みが進み、われわれも意見交換会を通じて要望してきた。各企業が事情を抱えながらも、是が非でも対応していかなければならず、現在のようないざこざした状況でこそ必ず工夫ができるはずだ。講習会で得た知識を役立ててほしい」とあいさつした。

最初に特定社会保険労務士の櫻井好美氏(アスミル代表)が「上限規制までのカウントダウン、今取り組まなくてはいけないこと」のテーマで講演。時間外労働についての基本的な考え

方や、労働時間の適正管理、年次有給休暇の計画的付与制度の概要など、労務に関する基礎知識を解説。「上限規制適用後の最終目標は「担い手確保」とし、「新入社員が定着するためには労働環境の整備が必須条件。他業種と比較し、優先順位を決めて課題を解決していく」と締めくくった。

第2部では建設ディレクター協会の新井恭子理事長(京都サンダー社長)が「建設ディレクターが建設業界の働き方を変える」と題し、現場の種類作成業務などをバックオフィスで支援する「建設ディレクター」の役割を紹介した。

労働環境整備が不可欠

上限講習
がへ
適用
建設
兵庫
兵庫
兵庫

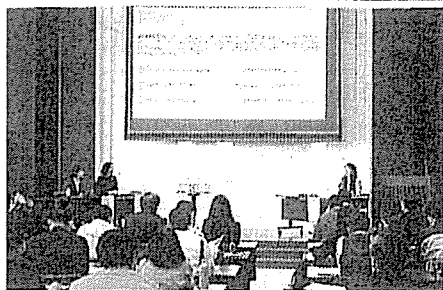
櫻井氏と新井氏が講演

兵庫建設業協会(松田隆
会長)は14日、神戸市の兵庫建築会館で時間外労働上限規
制適用対策講習会「待ったな
し!建設業2024年問題」時間外労働上限規制適用への
具体的対応方策を考える」を開いた。約150人が参加
し、熱心に耳を傾けた。冒頭、松田会長は「時間外
労働の上限規制適用まで、1
年を切った。これを大きな機会とし、建設業界をより良い
方向へ変えて行かなければな
らない」とあいさつした。講演会では、櫻井好美アス
ミル代表が「上限規制までの
カウントダウン、今取り組ま

な



松田会長



ショートシンポジウム

なくてはいけないこと」と題

して講演した。櫻井氏は「若
い人を建設業界に定着させる
ためには、働き方改革による労働環境整備が不可欠だ」と
語り、「労働時間の削減は長
期戦となる。担い手確保につなげるため、他業種と同程度
の労働時間を実現しなければ
ならない」と話した。続いて、新井恭子建設ディ
レクター協会理事長が「建設
ディレクターが建設業界の働き方を変える」をテーマに講
演した。「建設ディレクター
の活用により、技術者の負担を減らし、現場業務に集中で
きる環境を創ることができ
る」と語り、「仕事の見える化、デジタル化の活用により、
業務の効率化や標準化、技術
力の向上につながる」と語っ

た。

講演会に引き続き、ショ
ートシンポジウム「時間外労働
時間削減、その効果的・具体
的方策を探る!」を開いた。櫻井氏がコーディネーターを
務め、新井氏と建設ディレク
ターでもある鍵田組の加藤菜摘氏が意見を交わした。建設
ディレクターについて、加藤
氏は「私たちが施工データの整理や処理などを行うことで
現場の負担が減り、残業時間
の減少を実現できた」と話し、新井氏は「女性をはじめとし
た多様な人材の活躍する場
になり、業界の活性化につな

が

な